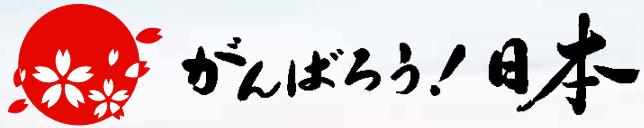


ANTA NEWS

vol.252

2020

5・6
may/june



巻頭言

新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けて／ANTA会長

緊急特集

新型コロナウイルス感染症拡大に対する全国旅行業協会の対応

情報

緊急融資等の資金繰りの支援策

雇用調整助成金の特例措置等

「持続化給付金」の給付

更新登録における旅行業法の弾力的な適用

旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長

緊急経済対策における税制上の特例措置

「Go To Travel キャンペーン」による旅行需要喚起



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

現在、新型コロナウイルスをはじめ、
感染症対策のため、建物入り口に消毒液を設置していますが、感染症拡大の防止の観点から、以下につきまして、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、その他感染症が疑われる場合は入場自粛をお願いします。
- 感染症予防の基本は手洗いです。こまめに手洗いをお願いします。
- 咳、くしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖などで口や鼻を押さえるなど「咳エタケット」をお願いします。
- 混雑時は、入場制限する場合がありますのでご了承ください。

巻頭言

新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けて／ANTA二階会長 …2

緊急特集

新型コロナウイルス感染症拡大に対する全国旅行業協会の対応 ……3~6

情報

緊急融資等の資金繰りの支援策 ……6

雇用調整助成金の特例措置等 ……7

「持続化給付金」の給付 ……8

更新登録における旅行業法の弾力的な適用 ……8

旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(ポイント)…9

「Go To Travel キャンペーン」による旅行需要喚起 ……10

協会情報

第29回 常任理事会 第191回 理事会 ……11・12

「第16回 国内観光活性化フォーラムinやまなし」開催のお知らせ ……13

民法改正に伴う標準旅行業約款の改正 ……14・15

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者の更新登録等における措置

令和2年度 旅行業務取扱管理者定期研修(上半期)の開催 ……16

令和2年度 ANTA主催 苦情対応勉強会/ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー 16

登録行政庁へ「取引額報告書」の提出をお忘れなく ……17

特徴的な農泊地域をご紹介します ……18・19

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 ……20

令和2年2月・3月 正会員入会者・退会者 ……32・33

(株)全旅からのお知らせ ……34・35

パズルでひと息／全旅協の動き ……36

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第18回) ……23・24

連載「添乗からのメッセージ」(第59回) ……27・28

連載「旅行会社の危機管理体制構築」(第5回) ……30・31



〈表紙の写真〉
白米千枚田(石川県)
しらねせんまいだ
石川県輪島市白米町にあり、
数が多いので千枚田と呼ばれる。
2001年、国の名勝に指定され、
2011年には世界農業遺産
「登録の里山里海」の代表的な
梯田として認定された。



第191回理事会



第191回理事会



第191回理事会



全旅協 新型コロナ対策本部

麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館

令和3年1月11日(月・祝)までの期間限定で、岐阜市歴史博物館2階に「麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館」を開設しています。

大河ドラマ館では、大河ドラマの主人公である明智光秀のみならず、光秀が仕えた斎藤道三、織田信長にもスポットを当て、メイキング映像を使用したドラマシアター、ドラマに登場する衣装や小道具などに加え、迫力満点のスタジオ再現セット「体感 道三の館」や歴史博物館の所蔵品を活用した戦国時代の歴史展示など、岐阜市ならではの展示が楽しめます。



お楽しみはこれから! ドラマ館周辺エリア



光秀エリア(光秀横丁)

「麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館」前には、戦国時代の装飾を施した店舗や観光案内所が立ち並ぶ「光秀横丁」があり、「うまいもん処」(飲食店4店舗)では戦国・岐阜にちなんだ食事が味わえ、「みやげもん処」では戦国武将関連グッズや岐阜ゆかりの土産品などが購入できます。

●営業時間 午前10時～午後5時



信長エリア(岐阜城・岐阜城資料館)

金華山(福葉山)山頂にそびえる岐阜城天守閣では、織田信長公の進めたまちづくりや城づくりに関する展示が行われています。最上階の展望台からは、岐阜の町並みだけでなく、濃尾平野一帯を眺めることができます。また、岐阜城資料館では、過去の大河ドラマに登場した織田信長公の等身大フィギュアなど、フォトスポット満載の展示が行われています。



道三エリア(ぎふ金華山ロープウェー山麓駅他)

ぎふ金華山ロープウェー山麓駅では、大河ドラマ「麒麟がくる」で木下雅弘さん演じる斎藤道三の等身大フィギュアや道三が美貌の国を治めるまでを描いた年表、道三の遺言状(複製)など、岐阜のまちの礎を築いた斎藤道三に関する展示が行われています。

開館期間

令和2年1月11日(土)～令和3年1月11日(月・祝) 年中無休
※開館状況についてはHPもしくは下記へお問い合わせください。

開館時間

午前9時～午後5時(入館は、午後4時30分まで)

入場料

大人(高校生以上)600円、小中学生300円 20名以上2割引
アクセス(公共交通機関)

JR岐阜駅又は名鉄岐阜駅より岐阜バス岐阜公園・長良橋・高富方面行き及び市内ループ左回りのバス乗車約15分。「岐阜公園歴史博物館前」下車すぐ。

駐車場

大宮町駐車場:観光バス18台、障がい者用12台(観光バスは要予約)
堤外駐車場:普通自動車143台(310円/1回)

堤外第二駐車場:普通自動車36台(310円/1回)

鏡岩緑地(臨時駐車場):普通自動車279台(無料)

リバーパークおぶさ広場(臨時駐車場):300台(無料)※

※リバーパークおぶさ広場から岐阜公園まで

シャトルバスを運行(有料)

公式ウェブサイト

<https://www.taiga-kirin-gifu.jp/>



卷頭言

新型コロナウイルス感染症拡大に対する 全国旅行業協会の対応

令和元年12月末に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスが世界各国で猛威を振るっています。発生が確認された当初は、その影響は中国人訪日客の減少等の限定的なものでありましたが、2月に入ってから、日本を含むアジア諸国、欧米諸国でも感染が拡大し、WHOが「パンデミック」を宣言する事態となりました。我が国を含む、世界各国の観光業界も人の移動が大きく制限されることで、過去に経験したことのないほど深刻な打撃を被っています。

当協会では、政府の対策本部による新型コロナウイルス感染症対策の最新情報等を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症による旅行キャンセル等の影響調査を実施し、協会会員の現状の把握に努めています。また、政府与党や観光庁に対して、厳しい経営環境に置かれている旅行業者への緊急支援策を講じていただくこと、また、終息後においてはこれまでにない規模の旅行振興施策を実施するよう要望しているところです。

そこで、本号では、令和2年4月13日時点での新型コロナウイルス感染症に関する影響と当協会の取組みについて特集し、報告いたします。

■全国旅行業協会の取組みと今後の旅行業の回復に向けた展開について

2020年の1月末からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、日本経済は100年に1度あるかないかの厳しい状況に直面しています。その影響はSARSやリーマンショックの時とは比較にならず、全世界的に感染が拡大し、交流が閉ざされるような事態は、かつてないことがあります。その影響を直接に受けた旅行業界は、2月以降、予約キャンセル対応に追われ甚大な影響を受けています。

この中で、全国旅行業協会としては会員への影響が最小限に抑え、危機的な状況の中で経営を維持し、雇用を守るために、2月に旅行キャンセルの影響に関する緊急調査、3月に会員の経営状況に関する緊急調査をそれぞれ実施しましたが、日本の旅行消費額の8割を国内旅行が占めていることを考えますと、現状の深刻さが伺えるものがありました。そのような現場の声を今回の要望には強く反映させて頂き、政府・与党への緊急要望活動に取り組み、会員の皆様のために全力で活動しているところです。

3月下旬には、今後の経済対策に反映させるため、政府による「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」が開催され、旅行、宿泊、運輸団体から代表が出席し、ANTAから緊急要望を行いました。

その後の安倍総理大臣の会見において集中ヒアリングで各産業界から寄せられた要望について強大な緊急経済対策に取り込むことが表明され、ANTAが要望した内容の多くが4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれました。

当協会としては政府・与党による迅速な対応に感謝し、ANTA会員の皆様に緊急融資や雇用調整助成金の拡大の活用によってまずは経営が維持できる体制を確保して頂き、その上で会員や社員の皆様に希望を持って今後の旅行需要をしっかりと取り込んで頂き、この空前絶後の厳しい状況を乗り越えて頂くことが大切であると考えております。

さらに、政府・与党には「旅行業者の更新登録における旅行業法の弾力的な適用」と、「旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長」も要望しました。それを受け、観光庁は、速やかに要望に対応して頂き、早速会員の皆様に周知したところあります。第2種、第3種及び地域限定の旅行業者の登録は都道府県が実施していますが、各都道府県におかれても観光庁の通知に従った対応をして頂いているところです。

感染流行が収束した後には、国を挙げた需要喚起策が実施されます。日本の人々に再び旅行を楽しんで頂くために、5,600社の会員の皆様と力を合わせて旅行需要の回復と喚起に努め、日本の津々浦々の観光資源の素晴らしさをアピールし、国内旅行の魅力を伝えていくことが重要です。5,600社の会員が力を合わせて、この危機を乗り越え、その後の「V字回復」のために全力を尽くして参りましょう。

■前例のない規模の「旅行需要喚起策」にANTA会員の総力を挙げた取り組みを

今回の補正予算に盛り込まれた感染症終息後の全国的な観光需要喚起策「Go To TRAVEL キャンペーン事業」を積極的に活用して、全国各地域における観光需要のV字回復の原動力として、団体・個人での宿泊・日帰り旅行の手配、パッケージツアーの代理販売などの旅行促進に取り組むことにより、ANTA会員にはこれまで以上に地域の再活性化のための大きな役割が期待されています。全国津々浦々における旅行需要喚起のため、キャンペーン実施に向けた準備に積極的に取り組み、全国5,600社の会員の総力を挙げて事業に取り組んで参りましょう。

※緊急経済対策は政府の補正予算案として国会に提出されるため、4月21日現在、キャンペーンの期間や申請方法等の詳細は決まっておりません。詳細が決まり次第、当協会HPや「ANTA NEWSメール」にて情報を提供させていただきます。



新型コロナウイルス感染症 収束後の反転攻勢に向けて

一般社団法人 全国旅行業協会
会長 **二階俊康**

新緑の季節となりました。新型コロナウイルス拡大への対応に追われる中、4月1日から新事業年度がスタートしました。全国5,600社の会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

ご承知のとおり、世界各国で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、2月中旬から全国各地での感染が拡大しまん延防止のため4月7日に東京、大阪など7都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、4月16日にはその対象を全国に広げるなど、我が国の国民生活、経済活動は甚大な影響を受けております。例年ならば春の旅行シーズンで多忙な旅行業界においても、日々お客様からのキャンセル対応等に追われ、会員の皆様におかれでは大変厳しい状況の中で頑張って頂いていること存じます。

このような中、当協会では、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている中小企業等に対する国の支援制度などの情報を収集のうえ、協会HPの特設サイトで周知し、また、「ANTA NEWSメール」により最新の情報を配信するなど、本部・支部事務局は会員への迅速な情報提供に全力で努めています。

また、2月、3月にANTA会員の経営状況等に関する緊急調査を随時実施し、会員の皆様から寄せられた貴重な声を要望事項として取りまとめ、政府・与党の観光業界ヒアリングや総理大臣、閣僚が出席される産業界への集中ヒアリング等に臨んでおります。当協会としては、中小企業への無利子・無担保の緊急融資の迅速な実施、雇用調整助成金の助成率の引上げ、旅行業者の更新登録の際の旅行業法の弾力的な適用など、経営に苦しむ中小企業の事業継続と雇用維持が図られるための重点的な支援と事態収束後における全国的な「旅行振興施策」の展開を要望して参りました。

この結果、4月7日にリーマンショック時を上回るかつてない大規模な新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、中小企業向けの給付金制度の創設や、感染拡大が収束した段階で、国民全員が消費喚起に参加し、経済の回復ができるよう、特に打撃を受けている観光・旅行・宿泊・飲食等の事業を対象に「Go To キャンペーン(仮称)」として旅行需要喚起を全力で支援することが決まりました。このキャンペーンには全国5,600社のANTA会員が一体となって協力することを申し上げており、この機会を十分活かして経営の再活性化に努めて頂きたいと思います。

新年度においても、引き続き感染症拡大による旅行業への影響を最小限に食い止めるための活動に取り組むとともに、国内・国際の旅行活性化のための活動に積極的に取り組んで参ります。また、旅行業法に基づく指定協会として、旅行者の保護の充実、安心・安全の確保、研修事業の実施などの事業を的確に実施するとともに、本部と支部の協力連携のもとに旅行者に対するサービスの向上と、旅行業の発展のために全力で取り組んで参ります。

会員の皆様におかれでは、法令遵守の徹底と安全安心な旅の提供にしっかりと取り組んで頂きたいと存じます。

現在、旅行業界は、逆風が吹き荒れる大変厳しい環境におかれていますが、止まない雨はありません。観光が明るくなれば世の中は必ず明るくなります。全国5,600社の会員が一致団結して奮起し、困難を乗り越え、事態収束後の旅行業の「V字回復」のための反転攻勢に向けた体制を整えることを期待しております。



2.会員への旅行影響調査の実施

国内での感染症の発生を踏まえて、緊急に会員の旅行キャンセル、延期等の発生状況を把握し、政府・与党への要望活動の資料とするため、1月30日に第1次調査、2月20日に第2次調査を実施し、政府与党への要望活動等の際にその結果を資料に反映しました。また、調査結果の資料を支部に周知しました。

また、旅行・観光分野への影響を把握し、今後の政府の経済対策の検討を行うため、国土交通省・観光庁の緊急調査に協力し、3月16日に第1次調査、3月31日に第2次調査を実施し、観光庁に報告しました。

3.政府与党への要望活動

政府与党への要望資料を作成し、2月26日及び3月18日の公明党の新型コロナウイルス感染症対策本部、3月2日の自由民主党観光立国調査会幹部会、3月3日の自由民主党経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部、3月17日の自由民主党国土交通部会に協会幹部が出席し、中小旅行業者への影響を踏まえた支援対策の実施、危機的な状況が落ち着いた後に、国民の意識・気分の転換と地方の元気を取り戻すため、旅行促進に向けた環境整備の実施について要望しました。

- (1) 中小旅行業者の更新登録申請についての条件の緩和。
- (2) 中小旅行業者を対象とする緊急融資の迅速な実施。
- (3) 雇用調整助成金の対象拡大(中国インバウンドだけでなく、国内旅行も)。
- (4) 地方公共団体、教育機関等の公的機関による過度な旅行抑制への対応。
- (5) 国の感染症防止対策について分かりやすい正確な情報の提供。
- (6) 日本人の国内旅行の需要の喚起のための緊急事業の実施。

4.新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリングでの要望活動

3月23日に開催された内閣官房日本経済再生総合事務局による「第4回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」に、協会幹部が出席し、総理をはじめとする関係閣僚の皆様に中小旅行業者への緊急支援対策として以下について要望しました。

- (1) 中小旅行業者の資金繰りが著しく悪化していることから、「緊急融資の迅速な実施」と、緊急融資の審査手続きがさらに速やかに行われるよう、「窓口機能の強化」を要望しました。
- (2) 「雇用調整助成金の助成率」について、中小企業に対する助成率をリーマンショックの時と同レベルの「10分の9までの引上げ」を要望しました。
- (3) 修学旅行などの中止が急増しているため、文科省から各教育委員会に向けて、「中止」ではなく「延期」とし、実施する際には特定の時期や場所に集中しないようにご指導を要望し、さらに、学校側に生じた「取消料」については国の財政での支援を要望しました。
- (4) お客様に再び安全・安心な旅行に出掛けて頂ける環境作りのため、「分かりやすい正確な情報の提供」を要望しました。
- (5) 感染終息後に、「旅行による国民の意識や気分の転換」のため、かつてない規模の『旅行需要喚起政策』の実施を要望しました。その際には全国47都道府県で地域の旅行業を営むANTA会員が総力を挙げるよう要望しました。

5.観光庁への要望活動

3月27日に観光庁長官へ、当協会、(公社)日本観光振興協会をはじめとする旅行・宿泊関係6団体の連名で、(1)幅広い緊急支援、(2)感染防止と観光が両立する地域内需要の創出、(3)国内での感染症収束後における国内観光のV字回復を狙った大胆な対策の実施、(4)中長期的な観光事業者の経営基盤を強化する政策について要望しました。

6.政府の未来投資会議での観光需要喚起のためのキャンペーンの審議

3月5日に官邸で政府の未来投資会議(議長 安倍総理大臣)が開催され、当協会が政府与党に要望したANTA会員の旅行影響調査結果の資料が使用され、感染終息後に人の流れを回復するため、観光需要の喚起や、地域の農産品、商店街のにぎわい回復など、国を挙げたキャンペーンを実施することが審議されました。

7.国内旅行の活性化のための要望活動

- (1) 春の旅行シーズンを迎える中で旅行需要の確保を図るため、国、自治体等からの正確な情報を提供して頂き、風評被害の発生防止、会員の旅行取扱いの確保を図る。

【COVID-19 感染拡大の経緯】

	主な情報	当協会の取組み
2019年12月31日	中国湖北省武漢市で原因不明の集団肺炎が報告される	
2020年1月 6日 16日 28日 31日	外務省、厚労省が原因不明の肺炎に関する注意喚起 日本国内で初の感染が確認される 日本人への感染が初確認 WHOが「緊急事態宣言」を発表	全会員を対象に、新型コロナウイルスの影響によるキャンセル数等の第一次緊急調査を実施(1/30~2/7)
2月 5日 13日 14日 27日 28日 27日 29日	横浜港に停泊中の「ダイヤモンド・プリンセス」で集団感染が判明 日本国内で初の死者が出る 厚労省が雇用調整助成金の特例措置を講じることを決定 イベントの中止・延期を要請 厚労省が雇用調整助成金の特例措置の拡充を決定 北海道で「緊急事態宣言」を発表 全国の小中高に対して臨時休校を要請 総理による緊急会見が実施され、今後2週間がコロナウイルス感染拡大に重要な期間になると表明	全会員を対象に、新型コロナウイルスの影響によるキャンセル数等の第二次緊急調査を実施(2/20~2/28) 公明党新型コロナウイルス感染症対策本部に出席(2/26) 3月13日の定期研修の中止を発表(2/28)
3月 7日 10日 11日 19日 24日 25日 27日 28日	全世界で感染者数が10万人を超える 35億円の観光庁関係予備費が閣議決定 WHOが「パンデミック宣言」を発出 2月の訪日外国人数が108万人(前年同月比58%減)であったことが報告 2020東京オリンピック・パラリンピックの延期が発表 外務省が全世界への危険情報レベルを2に引上げ 東京都が週末の外出自粛を呼びかけ 観光庁が更新登録に関する旅行業法の弾力的な適用が決定、通知 雇用調整助成金特例措置の更なる拡充が決定	協会HPに新型コロナウイルスに関する特設サイトを設置(3/10) 全旅協新型コロナウイルス対策本部を開催(3/4、3/26) 全支部長を対象とした緊急調査を実施(第一次:3/16、第二次:3/31) 自民党観光立国調査会幹部会に出席(3/2) 自民党経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部に出席(3/3) 第4回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリングに出席(3/23)
4月 7日 16日	7都府県を対象に特措法に基づく「緊急事態宣言」が発出された「緊急事態宣言」の対象が全国に拡大	

【全国旅行業協会の取組み】

1.新型コロナウイルス感染症関連情報の迅速かつ的確な提供

3月10日から協会のHP上に「新型コロナウイルス感染症関連情報」のバナーを設けて最新情報を一覧で取得できるように

して会員への迅速かつ的確な情報提供に努めています。また、観光庁をはじめ政府の緊急連絡情報を会員情報メールで随時発信し、さらに、支部経由で会員への情報発信と周知徹底に努めています。

■新型コロナウイルス感染症特別貸付とは

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は、日本政策金融公庫が実施する貸付で、新型コロナウイルスの影響で一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者を支援するものです。

●中小企業への貸付条件等

融資の対象	①最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること またはこれと同様の状況にあること ②中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
融資限度額	直接貸与 3億円
資金の使い道	設備資金及び運転資金
利 率	1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率
担 保	無担保
融資の申し込み	日本公庫各支店の中小企業事業の窓口

(申込先・問合せ先)

お近くの日本政策金融公庫中小企業事業の窓口

■特別利子補給制度とは

上記の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の他、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施する制度です。条件を充たせば実質無利子の融資が可能となります。

(申込先・問合せ先)

- 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・土日祝日 9時~17時)
- 金融庁 相談ダイヤル 0120-156811(フリーダイヤル)(平日 10時~17時) ※IP電話からは 03-5251-6813

雇用調整助成金の特例措置等

■雇用調整助成金とは

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に休業手当、賃金の一部を助成するものです。

■特例措置による助成内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業主を対象に、助成率の引き上げや助成条件の緩和などの特例措置を講じています。4月1日から6月30日までは緊急対応期間として下記の条件での助成金の給付を受けることが可能となっております。

助成の対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主
助成率	中小企業: 5分の4 (解雇等を行わない場合、10分の9) 大企業: 4分の3 (解雇等を行わない場合、5分の4)
支給限度日数	1年100日、3年150日に加えて緊急対策期間(4月1日~6月30日)
生産目標要件	1カ月5%以上低下
対象従業員	雇用保険の加入に関わらず全従業員
計画届の提出	事後提出を認める(1月24日~6月30日まで)

※短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行います。

※教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じます。

(注)掲載している情報は4月17日時点のものです。

(申込先・問合せ先)

各都道府県の「ハローワーク」及び労働局

(2)事態の終息を見据えて、国民の意識・気分の転換を図るために、旅行需要を喚起し国内旅行を活性化させるため、国に特別な事業の実施を要望する。

8.旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長を要望

旅行業務取扱管理者に5年に1度の受講が義務付けられている定期研修の受講について、経過措置の延長を要望しました。

9.各省庁、地方運輸局等の相談窓口の紹介

厚生労働省による雇用調整助成金の総合案内ページ、中小企業庁による中小企業・小規模事業者支援相談窓口、日本政策金融公庫の災害等相談窓口、地方運輸局における旅行

業者等向けの特別相談窓口等を紹介し、相談・利用を呼び掛けています。

10.全旅協新型コロナウイルス対策本部の設置・開催

国内での感染症発生が急増していること、政府がイベント等の自粛を行ったことから3月4日の常任理事会の後、三役が協議し、全旅協本部に二階会長を本部長とする「全旅協新型コロナウイルス対策本部」を設置し、3月26日に第2回会議、4月10日に第3回会議を開催しました。

11.感染症対策実施の周知・徹底

国の「手洗い」、「マスク着用」、「咳エチケット」等の感染症対策を周知し、お客様対応に活用できるよう発信しています。

【新型コロナウイルス感染症対策に関する政府与党への要望】

当協会では、政府与党や関係閣僚に、協会会員の現状についてご説明し、以下の要望を行いました。

1.中小旅行業者の旅行業の登録の有効期間の延長の措置及び更新登録の要件の緩和について

旅行業者が、旅行のキャンセル、延期等の対応に追われ、5年に1度の更新登録手続の実施が困難になっていることを踏まえ、登録有効期間の延長や、財産的基礎の要件緩和の措置を講じていただきたい。

2.中小旅行業者を対象とする緊急融資について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小旅行業者への無利子・無担保の緊急融資の実施とともに、融資の迅速化、特に、緊急融資の審査が更に速やかに行われるよう、「窓口機能の強化」をお願いしたい。

3.雇用調整助成金について

雇用調整助成金の助成対象の拡大を要望するとともに、中小企業に対する助成率について、少なくともリーマンショック級の対策として、10分の9までの引き上げていただきたい。

5.国の感染症防止対策について分かりやすい正確な情報の提供について

旅行者の旅行控えを避け、安全安心な旅行参加を促進するため、分かりやすい、正確な情報を提供していただきたい。

6.日本人の旅行需要の喚起のための旅行促進施策の実施について

一日も早い事態の終息をお願いするとともに、感染拡大が収束した時には国民の意識・気分の転換、国内旅行需要の喚起のため環境整備を大きく進めいただきたい。その際には、全国5,600社のANTA会員を挙げて取り組みたい。

情報

緊急融資等の資金繰りの支援策

経済産業省及び中小企業庁では、新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化している中小旅行業者に対して、新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子での緊急融資を実施しております。本号では、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「特別利子補給制度」について紹介いたします。日本政策金融公庫(以下、日本公庫)や商工中金が実施するその他の支援内容や条件等については、経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)でご確認ください。(注)掲載している情報は4月17日時点のものです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(ポイント)

新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響が甚大なものであることに鑑み、4月7日の緊急経済対策により、感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられるようになりました。

なお、今後の感染症の動向や経済の状況等を踏まえ、必要に応じ適切に対応することとされています。(注)掲載している情報は4月17日時点のものです。

○納税の猶予制度の特例

- ・収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税について、“無担保かつ延滞税なし”で1年間納税を猶予する特例を設けます。なお、これにより、社会保険料も同様の扱いが可能となります。

○欠損金の繰り戻しによる還付制度の特例

- ・中小企業に適用される法人税の繰戻還付制度について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下)も適用可能とします。

○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の創設

- ・厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を2分の1又はゼロとします。これによる減収額は全額国費で補填します。

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・中小事業者等が取得する生産性向上に資する償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象に事業用家屋及び構築物を追加し、適用期限を2年延長します。これによる減収額は全額国費で補填します。

○テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

- ・中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えます。

○文化芸術・スポーツイベントの中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

- ・政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止・規模縮小等した事業者に対し、観客等が入场料の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とします。

○自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策として自動車(新車・中古車)を購入する場合に環境性能割の税率1%分が軽減される措置の適用期限を、令和2年9月30日から令和3年3月31日まで6カ月延長します。これによる減収額は全額国費で補填します。

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31までに居住の用に供することができなかった場合等においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化します。

○耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等により、特例措置の対象住宅の取得の日から6カ月以内に居住の用に供することができなかった場合等においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の不動産取得税の特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化します。

○消費財の課税・免税事業者の選択に係る特例

- ・収入が著しく減少した事業者が、税務署に申請し承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者・免税事業者を選択する(やめる)ことができるようになります。

○特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

- ・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る契約書について、印紙税を非課税とします。

「持続化給付金」の給付

4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「持続化給付金制度」が新たに盛り込まれました。この制度は、感染症拡大により特に大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者等に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広く使える給付金として支給するものです。(注)掲載している情報は4月17日時点のものです。

●給付概要

給付対象者	中堅企業、中小企業、個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
給付額	法人は200万円、個人事業者は100万円。 ※ただし、昨年一年間の売上からの減少分を上限とします。 ◆売上減収分の計算方法: 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

(問い合わせ先)

中小企業庁 金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日 9時~17時)

(注)本事業の内容は変更されることがあります。詳細な条件や申請方法等については4月最終週を目途に確定し、経済産業省のHP等で公表する予定です。

更新登録における旅行業法の弾力的な適用 旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長

■更新登録の申請における旅行業法の弾力的な適用

観光庁は令和2年3月27日付で、新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者の更新登録について、以下のとおり旅行業法を弾力的に適用することとし、各都道府県並びに旅行業協会に通知しました。

1.更新登録の申請について

更新登録申請時に添付書類に不備があった場合であっても、当該申請を受理することとし、その審査の過程で必要なものを適宜求めること。

2.添付書類のうち「最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書」について

令和2年2月以降の決算書類において、基準資産額を下回っており、今般の新型コロナウイルスの影響がその原因と認められる場合、当該事業年度の前の決算書類を基に算定する等の方法により対応しても差支えないものとすること。

3.対象期間

令和3年3月までの更新登録の申請分までとすること。

4.その他の旅行業法の適用等について

他の旅行業法の適用についても、極力弾力的に運用することとし、その内容を含め今般の対応について不明な点がある場合は観光庁参事官(旅行振興)登録係まで照会すること。

■旅行業務取扱管理者定期研修の経過措置の延長

観光庁は令和2年3月10日付で、旅行業務取扱管理者の定期研修等(以下、定期研修)について、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、定期研修の開催が延期されることがあることから、有効期間満了までに受講が出来なくなる選任管理者を有する旅行業者への経過措置を延長しました。

具体的には、旅行業務取扱管理者については、平成30年1月4日から令和3年3月31日までに登録の有効期間満了日の2カ月前に当たる日が到来する各旅行業者等に所属する旅行業務取扱管理者が研修を受講ができない場合には、旅行業者等の代表者名で、令和3年3月31日までの間に定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修終了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもってたりすることとしています。

(問い合わせ先)

旅行業登録を受けている観光庁又は各都道府県



第29回常任理事会(令和2年3月4日)

第29回 常任理事会

第191回 理事会

第29回常任理事会

回理事會

「Go To Travel キャンペーン」による 旅行需要喚起

全国旅行業協会は、日本人の国内旅行需要の喚起のため、政府与党等に一日も早い事態の終息を要望するとともに、終息を迎えた時には、「旅行による国民の意識・気分の転換」と「地方の元気の取戻し」のために、前例のない規模の「旅行需要喚起策」を大きく進めること、その際には、私ども全国5,600社の会員が総力で協力することを要望して参りました。

その後、政府は、本年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として過去最大規模の令和2年度の補正予算案を閣議決定しました。事業規模は約108.2兆円と国内総生産(GDP)の2割に当たり、補正予算案の追加歳出は16.8兆円で2009年度のリーマンショックの時を上回るなる過去最大規模となります。

■ Go To キャンペーン(仮称)の実施

全国旅行業協会をはじめ旅行団体・宿泊団体等の要望を受け、観光業界への支援としては、今回の感染症の流行終息後に、「Go To キャンペーン(仮称)」と称するかつてない規模の国内旅行需要喚起に向けた消費喚起キャンペーンを、国を挙げて全国的な規模で展開することが決定されました。このキャンペーンへの補正予算案として1兆6794億円が計上され、観光庁、経済産業省等の関係省庁が連携して取り組むことになります。「Go To キャンペーン(仮称)」の実施概要は以下のとおりです。

●目的・概要等

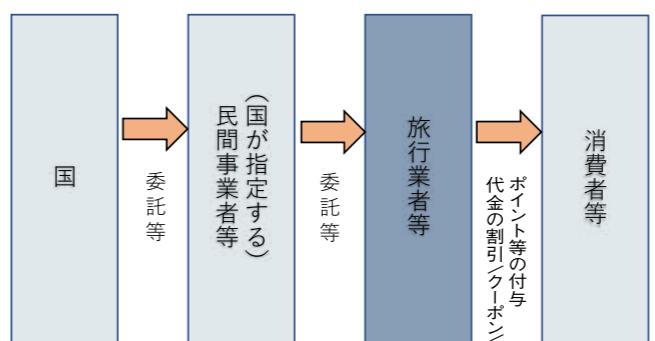
新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多数の産業に対し甚大な被害を与えている。このため、感染症の流行収束後には、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化するための需要喚起が必要となる。

(まずは、感染防止を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに。)

今回の感染症の流行収束後において、甚大な影響を受けている観光・運輸業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じる

このキャンペーンの実施によって、新型コロナウイルスの影響を受けた地域における観光需要喚起と地域の再活性化を目指す

●事業のスキーム(旅行業者の取扱いキャンペーンの場合)



● Go To Travel キャンペーンへの積極的な取組み

本キャンペーンは、旅行業者等経由で旅行商品を購入した消費者を対象に、この事業を活用し、旅行代金を割引く内容となっています。全国5,600社のANTA会員が団体・個人の宿泊旅行の手配やパッケージツアーの代理販売などに積極的に取り組み、地域からの観光需要のV字回復に貢献することが期待されていると言えます。

Go To Travel キャンペーン

旅行業者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の2分の1相当分のクーポン等（宿泊割引・クーポン等に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む）を付与（最大一人あたり2万円分／泊）。

Go To Eat キャンペーン

オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）。登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行。

Go To Event キャンペーン

チケット会社経由で、期間中のイベント・エンターテイメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与(2割相当分)。

Go To 商店街 キャンペーン

商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施。



フォーラム会場のYCC県民文化ホール

第16回国内観光活性化フォーラムの開催について、本年3月12日
開催の第191回理事会にて山梨県甲府市で開催することが決議

されました。2021年には信玄公生誕500年を迎える日本有数の
フルーツ王国、ご当地の美食料理、世界遺産の富士山を有し、
歴史・文化・自然・グルメの魅力あふれる観光立国・山梨県での
フォーラム開催は、初めてとなります。

今後、本部実行委員会と地元実行委員会で協力して開催
に向けて準備を進めてまいりますので、皆様のご協力を
お願い申し上げます。

開催日:令和3年2月9日(火)

開催地:山梨県甲府市(YCC県民文化ホール)



武田信玄公銅像



河口湖畔から眺望する富士山

「第16回 国内観光活性化フォーラム in やまなし」開催のお知らせ



第191回理事会(令和2年3月12日)

事会へ上程することになった。
4. 規程等の一部改正(案)
就業規則などの規定等の一
部改正案について提案され、協
議の結果、原案どおり了承さ
れ、次回の理事会へ上程するこ
とにになった。

5. 令和3年度国内旅行業務
取扱管理者試験及び国内旅行
業務取扱管理者研修の開催
日開催地(案)

令和3年度国内旅行業務取
扱管理者試験及び国内旅行
業務取扱管理者研修の開催日・
開催地(案)について提案され、
協議の結果、原案どおり了承
され、次回の理事会へ上程する
ことになった。

6. 新規入会申込者(案)

新規入会申込者として、条
件なし入会3支部4社、条件
付き入会25支部49社の入会申
込みについて提案され、協議の
結果、原案どおり承認され、次
回の理事会で報告することに
なった。

全議事の終了後に、近藤幸
二副会長より閉会挨拶がなさ
れ閉会した。

2年3月12日(木)13時半か
ら、銀座東武ホテルで開催さ
れた。

理事会の議題として、第16
回国内観光活性化フォーラム
の開催、令和2年度事業計画
案(案)、令和2年度収支予算
(案)、規程等の一部改正(案)、
令和3年度国内旅行業務取
扱管理者試験及び国内旅行
業務取扱管理者研修の開催
日・開催地(案)について審議さ
れ、協議の結果、原案どおり承
認された。第16回国内観光活
性化フォーラムについて審議さ
れ、協議の結果、原案どおり承
認された。第16回国内観光活
性化フォーラムの開催地が山
梨県に決定したことを受け
て、令和元年度フォーラムを開
催した九州地方支部長連絡会の岩本議
長から、次回開催されるこ
ととなる京浜連絡会の村山議
長へ、大会旗が引き渡さ
れた。

全議事の終了後に、駒井副
会長より閉会挨拶がなされ、
閉会した。

施結果、令和元年度旅行業務
取扱管理者定期研修の実施結
果、第15回国内観光活性化フ
ォーラム in やまなしとの開催
結果、新型コロナウイルス感染
症対策に関する全国旅行業協
会の取り組み、令和元年度協
会費未納会員への対応、令
和2年度会議開催年間スケジ
ュール、標準旅行業約款の一部
改正、新規入会申込者、代表
理事の業務執行報告などにつ
いて報告された。

国内観光活性化フォーラム 大会旗の引き渡し



民法改正に伴う標準旅行業約款の改正

<p>民法改正に伴う標準旅行業約款の改正</p>	<p>(観光庁)</p>	<p>準旅行業約款においても、隔地者間においても承諾の意思表示が「到達」し込まれた契約について、承諾の意思が相手側に到達した時に契約が成立するという考え方。</p>
<p>観光庁は、令和2年3月3日に、旅行業法第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款の一部を改正する旨の通達を発出し、当協会に対して協会会員への周知徹底を求めた。</p>	<p>また、電子商取引が普及したことと同様の取扱いがなされたこととなつた。</p>	<p>方。「到達主義」とは、申込された時に契約が成立することとなり、それに伴い電子商取引が普及したことと同様の取扱いがなされたこととなり、それに伴い電子商取引が普及したこととなつた。</p>
<p>正する旨の通達を発出し、当協会ではこれを受けて、協会会員への周知徹底を求めた。</p>	<p>当協会ではこれを受けて、協会会員への周知徹底を求めた。</p>	<p>方。「到達主義」とは、申込された時に契約が成立することとなり、それに伴い電子商取引が普及したことと同様の取扱いがなされたこととなり、それに伴い電子商取引が普及したこととなつた。</p>
<p>（改正内容）</p>	<p>（改正内容）</p>	<p>（改正内容）</p>
<p>（改正条文）</p>	<p>（改正条文）</p>	<p>（改正条文）</p>
<p>（募集）第2条第4号、第8</p>	<p>（募集）第2条第4号、第8</p>	<p>（募集）第2条第4号、第8</p>
<p>（受注）第2条第4号、第8</p>	<p>（受注）第2条第4号、第8</p>	<p>（受注）第2条第3号</p>
<p>（会HP）</p>	<p>（会HP）</p>	<p>（会HP）</p>
<p>http://www.anta.or.jp/mmb</p>	<p>http://www.anta.or.jp/mmb</p>	<p>（手配）第2条第4号、第8</p>
<p>（手配）第2条第5号、第7</p>	<p>（手配）第2条第5号、第7</p>	<p>（手配）第2条第4号、第8</p>
<p>（募集）第2条第4号、第8</p>	<p>（募集）第2条第4号、第8</p>	<p>（募集）第2条第3号</p>
<p>（会HP）</p>	<p>（会HP）</p>	<p>（会HP）</p>
<p>http://www.anta.or.jp/mmb</p>	<p>http://www.anta.or.jp/mmb</p>	<p>（渡航手続代行）第4条第3号</p>
<p>（観光庁）</p>	<p>（観光庁）</p>	<p>（観光相談）第3条第3号</p>

**全旅協会員専用ホームページの
パスワード変更のご案内**



当協会では、令和2年4月1日より全旅協会員専用ホームページへログインするためのパスワードを変更いたしました。

今後とも、会員の皆さまの役に立つ速達性のある情報提供に努めて参りますので、会員専用ホームページを是非ご活用いただきますようよろしくお願ひ致します。

詳細は、前号のDANTAニュース3・4月号に同封のご案内をご確認ください。

東北のソウルフード「オランダせんべい」

オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本二長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

「取引額報告書」は、旅行業証社員にあっては弁済業務保証金分担金)の額の算定前提となる前事業年度の「取引額報告書」(旅行業法施行規則 第6号様式)について、登録行政庁へ未提出となる旅行業者が散見される。

「取引額報告書」は、旅行業法第10条に基づき、毎事業年度終了後100日以内に登録行政庁(第1種旅行業者は管轄の地方運輸局、第2種・第3種地域限定旅行業者は管轄の都道府

県、それぞれの旅行業担当主管課)へ報告することが義務付けられている。また、当協会正会員については、登録行政庁へ提出するとともに、旅行業者としてどのような対応をするべきかを習得することを目的としている。

なお、登録行政庁に同報告がない場合、または虚偽の報告をした場合は、旅行業法第79条に基づく罰則の適用も規定されているので、会員各位におかれど意されたい。

工場内
お土産コーナー
オランダせんべい

TEL 0234(24)5239
WEB <http://www.sakatabeika.co.jp>

**東京観光はもちろん、バスツアーなら
はとバス**

安心と感動を笑顔にさせて!!
大好評運行中!!

2階建てバスの屋根部分を切り取った「O Sola mio(オーソラ・ミオ)」が大好評運行中!! 車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中國語 韓国語 スペイン語 タイ語
フランス語 インドネシア語 ベトナム語

TOMODACHI GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
「TOMODACHI」にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド[TOMODACHI]で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

コースのご予約は **TEL.03-3761-1100**
団体でのご利用は **TEL.03-5777-0695**
ホームページからの予約も受付中!
<https://www.hatobus.co.jp/> 株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

f <http://facebook.com/hatobus>
t http://twitter.com/HATOBUS_JP

登録行政庁へ「取引額報告書」の提出をお忘れなく

営業保証金(旅行業協会の保証社員にあっては弁済業務保証金分担金)の額の算定前提となる前事業年度の「取引額報告書」(旅行業法施行規則 第6号様式)について、登録行政庁へ未提出となる旅行業者が散見される。

「取引額報告書」は、旅行業法第10条に基づき、毎事業年度終了後100日以内に登録行政庁(第1種旅行業者は管轄の地方運輸局、第2種・第3種地域限定旅行業者は管轄の都道府

当協会では、支部主催による苦情対応勉強会を全国6ヶ所で開催する。

この勉強会は、旅行者等からの苦情事例を検証するとともに、旅行業者としてどのような対応をするべきかを習得することを目的としている。

令和2年度 ANTA・JATA共催 苦情対応勉強会

令和2年度 ANTA主催 苦情対応勉強会

勉強会の詳細については、決定次第、会員専用ホームページに掲載する。

開催日程は次のとおり。

令和2年度 ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー

○東京会場Ⅰ(東京)

10月28日(水)
○大阪会場(大阪市)

10月28日(水)

○東京会場Ⅱ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅲ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅳ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅴ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅵ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅶ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅷ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅸ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅹ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅺ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅻ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅼ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅽ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅾ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅿ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅰ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅲ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅳ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅵ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅶ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅷ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅸ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅹ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅻ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅿ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅰ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅲ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅴ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅶ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅷ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅸ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅹ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場ⅻ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

○東京会場Ⅿ(東京)

1月12日(火)

○大阪会場(大阪市)

1月12日(火)

特徴的な農泊地域をご紹介します



祖谷渓谷の紅葉



急傾斜地農業とそば米ぞうすい



徳島県にし阿波地域の取組

徳島県西部に位置する、にし阿波地域では、大歩危・祖谷などの自然景勝で知られていますが、地域の特徴を活かした農泊の取組を進めています。

にし阿波地域では、大歩危・祖谷温泉郷のホテル・旅館が連携した「大歩危・祖谷いってみる会」といった民間団体と行政（徳島県・美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町の1県2市2町）、地域連携DMO（二社）そらの郷が連携し、地域のプロモーションや受入環境整備を行っています。

個人旅行者の受け入れから教育旅行などの団体観光客、インバウンドの小規模ツアーや、幅広く旅行者を受け入れており、ホテル・旅館だけでなく、農家民宿を含めた様々な宿泊施設を組み合わせて地域全体で旅行者の受入に対応しています。

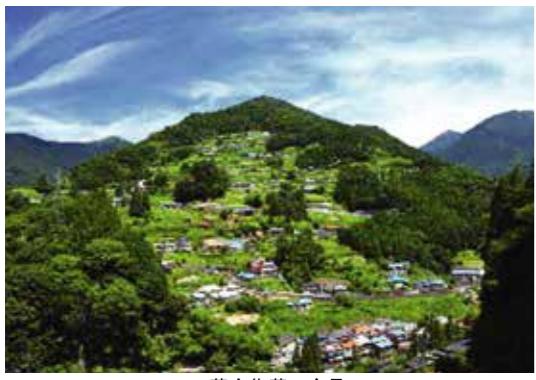
その結果、外国人観光客の宿泊者数は、2007年と比較すると約30倍となりました。

この地域ならではの特色として、「にし阿波・剣山・吉野川観光圏」と「食と農の景勝地（SAVOR JAPAN）」、世界農業遺産の3つの認定を受けている日本唯一の地域で、この地域の豊かな自然を活用した大歩危峡のラフティングや、世界農業遺産地域で収穫された食材を活用した「そば・米・雑炊」などの郷土食のように、地域資源を多様なかたちで体験できます。

民宿による教育旅行の受入窓口として組織化し、平成23年には地域の観光地域づくりプラットフォームとして一般社団法人化、平成29年には日本版DMOを取得しました。



古民家「簾菴(ちいおり)」



落合集落の全景



大歩危峡でのラフティング

「桃源郷」落合集落

この地域に閑するお問い合わせは、（一社）そらの郷（電話0883-87-8988、担当・出尾）までお願いいたします。

この地域には、空き家となつた古民家を改修した一棟貸しの宿泊施設が8棟あり、日常を離れた幻想的な風景が来る人を魅了します。この古民家は、東洋文化研究者のアレックス・カー氏がプロデュースしています。また、三好市東祖谷「釣井集落」にあるカー氏の所有する茅葺きの古民家「簾菴(ちいおり)」にも泊まるることができます。

この地域に閑するお問い合わせは、（一社）そらの郷（電話0883-87-8988、担当・出尾）までお願いいたします。



田沢湖での自然体験

秋田県仙北市は、平成20年に地域協議会を発足、平成30年には同協議会を（一社）仙北市農山村体験推進協議会として法人化し、教育旅行を始めとする団体旅行の受入を推進しています。様々な施策を講じてインバウンドに対応できる体制作りを進めしており、そうした取組を重ねて、平成30年には農家民宿への外国人宿泊者数が2千人を超えました。

前号では、特色ある農泊の宿・体験・食についてご紹介させていただきましたが、今号では特徴的な取組を行っている地域についてご紹介いたします。



武家屋敷通りでの着物 着付け体験

仙北市といえば、乳頭温泉郷や日本の「クラマード」、2種類の源泉掛け流し温泉を楽しめる「休暇村乳頭温泉郷」など、多様な宿が魅力的なひとです。

今後も、主体となつている協議会が中心となって、行政や観光が出来ます。

「泰山堂」や「西の家」、ペニションの「クラマード」、2種類の源泉掛け流し温泉を楽しめる「休暇村乳頭温泉郷」など、多様な宿が魅力的なひとです。



多様な宿泊施設（農家民宿「泰山堂」「西の家」）

協会と連携しながら、農家民宿の泊食分離や外国語対応を進め、個人客を含めた多様なニーズに対応できます。この地域に関するお問い合わせは、（一社）仙北市農山村体験推進協議会（電話0187-43-12277、担当・伊藤）までお願いいたします。



農家民宿におけるインバウンドとの交流

仙北市の宿

秋田県仙北市の取組

仙北市の宿

日本深い湖、田沢湖などで知られていますが、農家民宿やペニション、ホテルや温泉宿など、多彩な宿泊施設から滞在先を選ぶこと

ができます。

2020年大河ドラマ「麒麟がくる」で注目を集める

明智光秀ゆかりの地

岐阜県の観光ガイド

「美濃を制するものは天下を制す」。群雄割拠の戦国時代に頭角を現し、
「三日天下」という言葉を後世に残した明智光秀。
その激動の人生に思いを馳せつつ、いま注目の岐阜県を訪れてみませんか…



鶴の世界 うかいミュージアム外観

WEBSITE: <https://www.kyukaido-museum.jp/>

TEL: 052-233-66555

岐阜県岐阜市長良1-2

IC又は関ICより約20分

岐阜駅よりバスで約15分バス停「鶴飼屋」より徒歩6分

バス駐車場6台(事前予約制)展示室の観覧の場合

3時間まで無料

交通のご案内: 東海北陸自動車道「岐阜各務原IC」又は「岐阜羽島IC」より約20分

岐阜駅よりバスで約15分バス停「鶴飼屋」より徒歩6分

日・1月3日は休館日

19時(入館締切18時30分)休館日なし ● 10月16日~11月29日

毎週火曜日 祝日の場合は翌平日 ● 年末年始(12月29日~1月3日)は休館日

料金 大人500円 小人250円(团体大人400円 小人200円)※20名以上

営業時間・料金

料金 大人500円 小人250円(团体大人400円 小人200円)※20名以上



全景

WEBSITE: <http://www.jr-suizumi.com/>

TEL: 058-113-3680

住所: 岐阜県本巣市根尾脇42番地

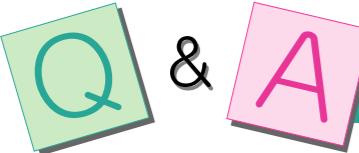
料金: 1泊2食税込(大人1名)

●客室数: 111室

●交通のご案内: 国道157号線を根尾方面へ

●料金: 1泊2食税込(大人1名)

●料金: 1泊2食税込(大人1名)</p



連載コラム…第18回

で考える旅行法務へのささやかなる接近

「民法・標準約款の改正と取消料を巡るトラブル対応-1」



服部 豊

(株)JAL/パックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時に当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA-JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

毎年ANTA・JATAでは、旅行業法の定め(法45条4項)に従い「苦情の事情・解決の結果についての報告書」(題名は「お客様の声を活かす」)を作成し、全国各地で報告会(研修会)を開催することで周知しております。

ところで、これらの研修会における「苦情の事情の周知」において、毎年、消費者から最も多く寄せられる苦情が「取消料を巡るトラブル」となっています。そこで今回と次回は「取消料を巡るトラブル」として、2回に亘って、実際にANTA・JATA等に寄せられた事例を紹介し、これを、2020年4月1日に施行された改正民法・改正標準旅行業約款と絡めてQ&A形式で確認してみたいと思います。

Q.1 「取消料」とは何ですか? また、標準旅行業約款(募集型・受注型(以下「募(受)約款」といいます。)によれば、①誰が②いつ③どのように場合に、「取消料」の支払いが発生することになりますか?

A.1

- (1)「取消料」とは、契約の解除(キャンセル)に伴い、契約の相手方が被る損害に対する「損害補償金の予定額」のことをいいます。
- (2)そして、募(受)約款によれば、「①お客様(旅行者)は、②いつでも(又は「無連絡不参加」の場合)、③募(受)約款の別表第1で定める「取消料」を旅行会社に支払って募集(受注)型旅行契約を解除することができる」と定めています(募(受)16条1項)。
- (3)ただし、「募(受)約款の別表第1で定めた期間外」に解除した場合と「募(受)約款16条2項各号」に該当する5つの場合は、「取消料」を支払うことなく解除することができる」としています(募(受)16条2項)。

Q.2 お客様(旅行者)が「取消料」の支払いなくして企画旅行契約を解除できる理由として、「募(受)約款16条2項各号」では5つのケースが定められていますが、その中で、特に昨今、取消料を巡るトラブルの原因となりやすいケースとは、何がありますか?

A.2

- 以下の2つのケースあると考えます。特に以下の緑帯で示した部分の文言について正しい解釈が必要であると考えます(募(受)約款16条2項1号及び同3号)。
- (1)旅行会社によって重要な契約内容が変更されたとき。
 - (2)天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

Q.3 では、A.2-(1)でいう重要な契約内容が変更とは、具体的にどのような変更のことをいうのですか?

(一社)全国旅行業協会の団体保険制度のご案内

添乗員特約

お待たせしました! 添乗員やガイドの方々(派遣もOK)へスポット加入が可能となりました!

» 国内添乗員特約(オプション)

- 旅行災害補償制度(国内)でお客様の保険加入する際に、プラスできます
- 添乗員・ガイドの人数と補償タイプ(3パターン)を選ぶだけ
- 補償内容と特約掛金の例

例) 添乗員特約T1000タイプ(B企画・A手配旅行用)
傷害死亡・後遺障害 1,000万円
入院日額 3,000円 通院日額 2,000円
1名あたり掛金 日帰り・1泊2日 543円



より便利に
より使いやすく

掛金は翌月まとめて協会支部にお支払い
24時間365日いつでも加入

2019年10月1日から
全旅協の保険制度が変わりました!

海外旅行補償制度

WEB契約エントリーシステムでご利用可能となりました!

» 海外企画旅行補償制度

- 特別補償責任(傷害死亡2500万円)への備えは必須です!
- 会員の皆様をしっかりお守りします



» サービス海外旅行補償制度

- 保険つき海外旅行商品としてお客様にご提供しましょう
- 治療費・救援費の無制限補償は業界最高水準です!
- 加入者証は自社のプリンターで即印刷できるので、その場で旅行者に渡せます
- 添乗員も加入できます



一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>

海軍ゆかりの港めぐり遊覧船



みどころいっぱい!! 舞鶴港めぐり

毎月定休日:毎週火・水曜日 ※但し、祝日、5月の連休、8月のお盆休みは営業。

お問い合わせ まいづる軍港めぐりクルーズ 合同会社まいづる広域観光公社 ☎ 0773-77-5400 | 旅行会社様・団体でご利用のお客様はこちらからご予約下さい。

お問い合わせ 赤れんがパーク2号棟(市政記念館) 乗船券販売所 ご予約いただいた乗船チケットの発券、当日券をごちらでお買い求め下さい。[9:00より販売開始]

お問い合わせ 名古屋コーチン・釜めし料理 河良(かわよし) 詳しくはHPまで ☎ 0568-28-6006 | 河良 | 検索

名古屋コーチン料理 河良





名古屋コーチンの逸品と釜めしが名物の和食店「河良(かわよし)」。御膳や定食、会席コースなど、幅広いメニューをご用意しています。また、団体で利用可能な大広間やプライベート空間の個室をご用意。用途や人数に合わせて、ゆっくりとお食事の時間ををお楽しみいただけます。名古屋高速11号小牧線、豊山北インターすぐ近くに店を構え、大型バスを停められる広々とした駐車場も完備していますので、観光ツアーの合間のお食事にぜひご利用ください。

お問い合わせ 名古屋コーチン・釜めし料理 河良(かわよし) 詳しくはHPまで ☎ 0568-28-6006 | 河良 | 検索

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら

Haneda Airport Liner

車庫から羽田空港まで5分 関自旅1第158号

羽田空港交通株式会社



新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。
大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。

■マイクロ 573 ■マイクロ 432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは 羽田空港交通株式会社
TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436
本社: 東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫: 東京都大田区羽田旭町10-1

● 東京事業所: 東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
● 神奈川事業所: 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
● 千葉事業所: 千葉県木更津市本郷1-11-23
(ホームページアドレス) <http://haneda-bus.com/>
(メールアドレス) info@haneda-bus.com

- 前頁より
- Q.5** お客様が、「イタリアで多くのコロナウイルス感染者が確認されたので危ないと感じた」という理由で旅行契約を解除されました。そして、「多くのコロナウイルス感染者が確認された。」ということは、上記A.2-(2)で記した募(受)約款16条3号でいう、「…官公署の命令その他の事由が生じた場合」に該当するのだから、取消料はかかるはずだと主張され取消料の支払いを拒んでいます。当社では「取消料」の支払いを請求することはできないのでしょうか? (なお、お客様が契約を解除した時、外務省の「感染危険情報」は発出されていませんでした。)
- A.5**
- (1) 約款の解釈上、請求できるものと考えます。
 - (2) 理由は以下の通り、3つあります(A.2-(2)の約款の条文参照)。
 - ①お客様が解除された時にはまだ外務省の「感染症危険情報」は発出されていなかったこと。
 - ②その他にも、お客様が取消料の支払いなく解除できる5つのケースのどれにも該当しないこと(募(受)約款16条2項各号)。
 - ③多くの感染者が確認されたことは、「官公署の命令その他の理由が生じた場合」には該当しないこと。
 - (3) なお、海外旅行においては外務省の「感染危険情報」そのものの自体は、法律的な強制力はないため狭義の「命令」ではないものの、「危険情報レベル3以上」の内容(渡航中止勧告又は退避勧告)は、広義の「官公署の命令」に該当するものと考えます。
 - (4) したがって、お客様が解除した時に、既に「感染症危険情報レベル3以上」が発出されていた場合には、お客様は取消料を支払うことなく募集型(受注型)企画旅行を解除することができるものと考えます(募(受)約款16条2項3号)。
- Q.6** (1) 電話で「募集型企画旅行」の予約をされた方が、体調不良で旅行開始日当日にこの旅行をキャンセルされました。
(2) なお、当社では、お客様からの電話での予約を受けた際に、旅行代金は当日に全額持参して支払ってもらう旨の特約を結んでおり、まだお客様から申込金も受け取っていません。
(3) 当社はお客様に約款で定めた額の取消料を請求できますか?
- A.6**
- (1) いいえ、請求できません。
 - (2) まず、「予約のキャンセル」と「旅行契約の解除」とは、全く異なる行為であること、また、「取消料」は、「旅行契約の成立後」に、お客様が「旅行契約の解除」をしたときのみに発生することを確認願います。
 - (3) 次に、「旅行契約の成立時期」について、募約款では、「貴社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に旅行契約が成立する」と定められております(募約款6条1項第2文及び同8条1項)。また、お客様がカードで署名なく、口座からの自動引き落とし方式で旅行代金を支払うときは、貴社が契約の締結を
- Q.7** (1) 私は、仕事が忙しくなったため、貴社の募集型企画旅行の参加をキャンセルしました。貴社の約款では、5月11日(月)までにキャンセルすれば、取消料はかかりず、翌12日(火)にキャンセルすれば1万円の取消料がかかることになっていました。
(2) そこで、私は、11日(月)の23時(貴社の営業時間は、9時~18時、定休日は毎週水曜日の記載がパンフレット等に記載されていた。)にメールで、旅行契約の解除をしました。
(3) ところが、貴社から、私のキャンセルの効果は、12日(火)となるので1万円の取消料がかかると言われました。私は、やはり1万円の取消料を支払わなければならないのでしょうか?
- A.7**
- (1) 法律的には、12日(火)に契約解除の効果が発生するため、お客様は1万円の取消料を支払わなければならないと考えます。
 - (2) まず、このようなトラブルを解決するためには、以下の約款及び民法の正しい理解が必要です。
 - ①「契約…により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする」(改正民法540条1)。
 - ②「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じる」(改正民法97条1項及び改正募(受)約款8条2項)。
 - ③「法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間に限り債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる」(商法520条)。
 - ④「…この約款に定めのない事項については、法令…によります」(旅行業約款(各部)1条1項2文)。
 - (4) つまり、お客様の「旅行契約の解除」の意思表示が貴社の営業時間内(営業日の9時~18時)に到達していれば、契約解除の効果は、11日に発生することから取消料は発生しません。しかし、本例の場合は、民法の特別法である商法520条を適用し、12日に解除の意思表示が到達したことになり、お客様は、1万円の取消料を支払わなければならないものと考えます。

第59回
COLUMN

添乗からのメッセージ

昭和テイストあふれる下町 東京・
葛飾柴又

寅さんが歩いた観光地



庄司 正昭
(しょうじ まさあき)

国士館大学 21世紀アジア学部・跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ450回を超える。

「映画の撮影に同行させて頂いております、旅行会社の添乗員です。」

「そう、ご苦労さん。あんたも大変だね。」

これはウィーンの「インターハンツネンタルホテル」に宿泊した際に交わした、俳優 渥美清さん(故人)と私の唯一の会話です。

1989年5月30日、映画「男はつらいよ・第41作 寅次郎 心の旅路」は、オーストリア・ウィーンでロケがスタートし、私は「寅さんファンクラブ」の方々と共に、ウィーンでの撮影にご一緒させて頂きました。若い方々には「男はつらいよ」「寅さん」と言ってもわからないかもしれません。「男はつらいよ」は国民的映画とされ、「ひとりの俳優が演じたもっと長い映画シリーズ」としてギネスブックにも認定されています。その主人公が渥美清さん演じる「車寅次郎」で、テキヤを職業として日本中を歩き、旅を続けていました。

昨年(2019年)12月には23年ぶりに第50作が公開され大きな話題となりました。

今回はこの映画の舞台となった東京・葛飾柴又、そして寅さんがロケ地として訪れた観光地にフォーカスしてみます。

東京・葛飾柴又は、江戸川が流れ、風土に根ざして営まれてきた人々の生活や歴史、文化が伝統的な情緒や雰囲気を継承するものとして、平成30年(2018年)に「国の重要文化的景観」に選ばれました。映画に登場する葛飾柴又の風景と温かい暮らしが、日本人の心を癒してやみません。



映画「男はつらいよ」第41作
入場者に配られた「ポストカード」

葛飾柴又の観光地

①京成電鉄金町線・柴又駅

昔、「帝釈天人車鉄道」として金町駅から人が押す車両で帝釈天への参拝客を運んだ駅です。「関東の駅百選」に選ばれています。



葛飾柴又駅前「フーテンの寅像」



ハイカラ横丁とおもちゃ博物館(2階)
して昭和のおもちゃや、雑誌が並んでいます。また、参道入口近くにある「高木屋老舗」は昔ながらの瓦屋根の日本家屋で、お団子で有名なお店。かつて柴又は農家が多く住んでいた地域で、収穫したお米のうち良いお米は年貢として納め、残ったお米で団子を作ったのがお店のルーツとか…

「男はつらいよ」撮影時のスタッフの休憩場所でもありました。

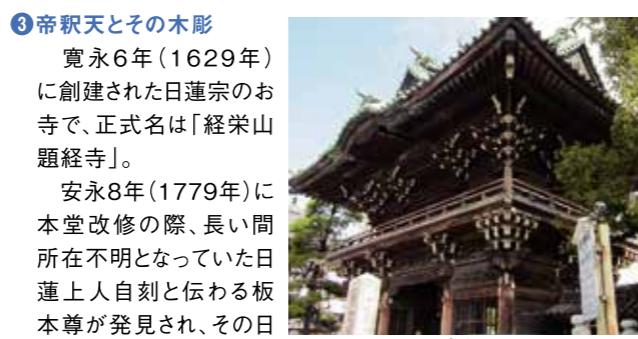
②帝釈天参道(ハイカラ横丁・おもちゃ博物館・高木屋老舗)

京成柴又駅から帝釈天までの約200メートルの参道には、団子屋、民芸品、川魚料理屋などが並び、昔ながらの雰囲気を残しています。



帝釈天参道入口

柴又が「国の重要文化的景観」に選定されるにあたり、ここの雰囲気が大きかったとも言われています。参道入口には昭和テイストの外観で有名なハイカラ横丁(レトロな駄菓子や昔なつかしいプロマドを販売する店)があり、その2階は、おもちゃ博物館と



寛永6年(1629年)に創建された日蓮宗のお寺で、正式名は「経栄山題経寺」。安永8年(1779年)に本堂改修の際、長い間所在不明となっていた日蓮上人自刻と伝わる板本尊が発見され、その日



「地旅」で出会う日本の笑顔

でかけよう
関東・京浜

—— ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します ——

観光復興支援
キャンペーン実施中

正確な情報を提供します
風評被害の払拭に取り組みます
被災地をはじめ日本各地への送客を支援します

全国47都道府県5600の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



大阪府・大阪市

手作り料理 れんが亭

行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんざい」まで

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんざい」シリーズも好評です。

おばんざい金器御飯 2,000円
おばんざい山科 1,260円
松花堂幕の内 840円

■ 営業時間 8時～16時
■ 定休日 年中無休
■ 住所 大阪府大阪市浪速区桜川3-15-6
■ フリーダイヤル 06(6556)17766
■ FAX 06(6556)17766
■ WEB http://www.benneton.jp

兵庫県・神戸市

神戸牛を扱つて百三十余年！

神戸ステーキレストランモーリヤ三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

モーリヤ厳選牛ステーキ
モーリヤ厳選牛ステーキ
菊の紋章が神戸牛の証
最大40名様までご利用可

■ 営業時間 15時～22時(21時LO)
■ 住所 兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9第一岸ビル3F
■ 交通の案内 JR二ノ宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■ ディナー
■ TEL 078(321)1990
■ FAX 078(321)1995
■ WEB http://www.mouriya.co.jp

宮崎県・青島

青島の天然温泉と新鮮魚介を満喫

青島を代表する観光地「青島」の前に望む絶景と天然温泉、青島沖で獲れる新鮮魚介が楽しめる新感覚ホステル。

宿泊は安価ながら高い満足度を得られます。客室は最大4名様収容の「個室」と最大16名収容の相部屋の「ドミトリリー」の2タイプをご用意。旅の用途に応じて使い分け下さい。

【客室】3名部屋9室 4名部屋70室
宮崎県産飼肥杉で造った2段ベッドを各部屋に設置。特注の階段はとたなでも昇り降りは安心です。南国ムード抜群の室内では飼肥杉の木のぬくもりに癒されます。各お部屋にTV・エアコン・シャワートイレ完備しております。

【浴室】男女兼用一般1室 女性専用1室
旅の仲間との交流が楽しめる相部屋のドミトリリーは男女兼用と女性専用の2部屋をご用意。それぞれ

■ 施設内容 座席40席
■ 営業時間 ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時(21時LO)

■ 住所 宮崎県宮崎市青島3丁目1-6
■ 交通の案内 JR青島駅より徒歩約3分
港より車で約15分
■ フax 0985(77)55226
■ TEL 0985(77)55225
■ WEB http://aoshima-hostel.com

天然アルカリ温泉でお肌つるつる
宮崎県産飼肥杉の2段ベッド
青島の新名物「海幸彦海老」

新鮮魚介からお肉を豪快に炭火で
海幸彦海老づくし丼
濃厚！海幸彦海老パスタ

前頁より

が庚申(こうしん)の日だったことから、「庚申の日」を縁日と定めました。柴又・帝釈天といえば彫刻ギャラリーと庭園が有名で、帝釈堂をめぐる外壁の木彫りは、「法華経」の説話を題材に彫られたものです。

日本庭園(邃渓園 すいけいえん)は、2016年に「東京都指定名勝庭園」に指定され、その芸術的価値を認められています。



④寅さん記念館

「寅さん記念館」には撮影に使ったセットが移設・再現され、寅さんの衣装、トランク、台本などが展示されています。2019年には「TORA san cafe」がオープンし、TORAチーノなどが楽しめます。



⑤山田洋次ミュージアム

「男はつらいよ」はじめ、日本を代表する映画監督、脚本家である山田洋次さんのミュージアムです。



山田監督の映画づくりを支えてきたカメラ、照明、編集機材などが展示されています。

⑥山本亭

大正末期から昭和初期の特色を残した建物は、近代和風建築と純和風庭園が見事に調和し、「東京都選定歴史的建造物」にも選定されています。庭園を眺めながらの抹茶・ぜんざいは目も心も和ませてくれます。



山本亭 庭園

寅さんが歩いた観光地

1作～50作を通じて寅さんが立ち寄った先は、添乗員にとっても

デスティネーション(観光目的地)になります。その代表的な観光地をエリア別にまとめてみます。

1) 北海道

- ・小樽市 小樽運河
- ・札幌市 大通公園
- ・千歳市 支笏湖
- ・斜里町 オシンコシンの滝
- ・網走市 網走駅
- ・函館市 函館市内各所

2) 東北

- ・宮城県 松島
- ・秋田県 角館
- ・青森県 岩木山
- ・山形県 慈恩寺

3) 関東

- ・神奈川県 鎌倉市
- ・茨城県 袋田
- ・東京都 浅草寺
- ・群馬県 浅間山

4) 北陸 東海 中部

- ・新潟県 佐渡・宿根木
- ・岐阜県 下呂温泉
- ・長野県 小諸
- ・福井県 東尋坊

5) 近畿

- ・京都府 伊根の舟屋
- ・滋賀県 彦根城
- ・奈良県 東大寺
- ・三重県 二見浦の夫婦岩

6) 中国 四国

- ・山口県 赤間神宮
- ・広島県 厳島神社
- ・鳥取県 鳥取砂丘
- ・香川県 栗林公園

7) 九州 沖縄

- ・長崎県 平戸市
- ・鹿児島県 奄美大島
- ・福岡県 門司港
- ・熊本県 阿蘇山
- ・沖縄県 那霸市
- ・佐賀県 吉野ヶ里遺跡

8) オーストリア

- ・ウィーン ブルグガーデン(王宮庭園)
シェーンブルーン宮殿



ところで、なぜ「日本らしい風景」にこだわった映画「男はつらいよ」が、ウィーンでロケすることになったのでしょうか？キーパーは「友好(姉妹)都市」、そしてキーパーは当時ウィーン市長だったヘルムート・ツイルク氏です。ツイルク氏がかつて訪日の際、機内で観た「男はつらいよ」の風景と人々の気質がウィーンによく似ている……ということで招致が始まりました。

確かに、江戸川とドナウ河、風景はとても良く似ています。その後、1987年にウィーン21区のフロリズドルフ区と葛飾区は友好都市になり、1989年にウィーンでロケが行われました。

フロリズドルフ区ではホイリゲ(ワイン酒場、居酒屋)のシーンが撮影され、映画にも登場しています。

現在フロリズドルフ区には「トラサン公園」という名の日本庭園があり、区役所の近くには「カツシカ通り」があります。また、葛飾には「フロリズ通り」や「フロリズ花壇」があります。

寅さんが結んだ下町・葛飾柴又と音楽の都ウィーン。

そしてチューリップが結んだ富山県砺波市とオランダ・リッセ市、ディズニーが結んだ千葉県浦安市とフロリダ州オーランド市など産業、文化、地形などの共通点を探したそれぞれ特色のある友好(姉妹)都市が、日本のさらなるグローバル化をアシストしています。

令和2年2月・3月 正会員退会者

● 令和2年2月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
北海道 2-364	大学生活協同組合連合会北海道事業連合	吉見 宏	東京都 2-6253	銀河鉄道(株)	山本 宏昭
北海道 3-404	(株)ハイブリッジ・ジャパン	高橋 秀一	東京都 2-6353	キッズゴルフ(株)	石坂 信也
北海道 3-575	(株)北海道藍天旅遊社	石川めぐみ	東京都 2-7676	(株)いたれりつくせり	高橋 勇
北海道 2-588	北海道旅行(株)	鳥日 娜	愛知県 3-1324	シンフォニー(株)	雪平 円
北海道 3-613	ヨウティ・インバストメンツ・ビーティーウェイ・リミテッド	アシュリー・ニコルズ	滋賀県 3-163	(株)関西トラベル	寺崎 啓司
青森県 3-80	コスモ観光	奈良 勇一	大阪府 3-1032	朝日旅行サービス	日笠 康夫
岩手県 2-115	岩手県教互センター(株)	高橋 道明	兵庫県 3-661	大手前自動車工業(株)	小林 一繁
宮城県 3-77	(有)鳴子観光	尾形 嘉瀬	岡山県 2-168	八光トラベル	八木 徹治
宮城県 地域限定-364	(NPO)プレアツーリズム	荒川 周輔	岡山県 2-244	(有)トラベルシリウス	池田 博昭
茨城県 3-462	(有)常陸ツーリスト	仲田 光男	岡山県 2-380	平和興産(株)	西下 裕平
栃木県 3-267	(株)吉永観光社	吉永 昌義	香川県 3-200	トラベルプランニング(有)	久保 良雄
栃木県 3-701	藤よしツーリストサービス	藤川 満則	佐賀県 3-75	(NPO)唐津觀光情報センター	殿川 弘
群馬県 3-399	(株)タック	金子 崇巳	大分県 3-107	富士見觀光旅行センター	高橋 光昭
千葉県 3-548	篠塚総合企画旅行サービスセンター	篠塚 利行	沖縄県 3-96	(有)沖縄旅行サービス	木村 剛
千葉県 3-836	ユニバーサル エキスプレス	小濱 政夫			

● 令和2年3月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
北海道 3-716	旭川運送(株)	松原 広幸	長野県 2-415	(株)アイ・コーポレーション	花岡 穎
岩手県 3-244	(株)夢旅行社	久保美代子	富山県 2-130	(株)立山觀光	渡辺 博
秋田県 2-138	(株)わらび座	山川 龍巳	富山県 2-183	(有)八尾觀光旅行	道上 修
山形県 3-194	(有)蔵王旅行	秋永 敏美	静岡県 2-670	(株)ベストチョイス	劉 翼
茨城県 2-301	学園觀光	大塚 稔子	愛知県 3-506	(有)エヌズカンパニー	永井 文明
茨城県 3-578	緑トラベル	田所 清治	愛知県 3-927	(有)サンテクノ	外山 一孝
埼玉県 2-442	(有)三笠商事	笠原 宏平	愛知県 3-1292	(株)ツアライズ	山田 博
千葉県 3-620	トクトラベルサービス	石橋 徳夫	滋賀県 3-128	(有)平成トラベル	川原 諭
東京都 2-250	(株)東京觀光	鎌田 隆好	京都府 2-526	山城ツーリスト	田中 裕
東京都 2-2937	(株)シティフェイス	内島 悅雄	大阪府 3-600	(株)かつらぎ觀光社	川崎 紘
東京都 3-5067	(株)スプラッシュインターナショナルズ	山本 鈴代	大阪府 3-870	(株)日本ビレッジセンター	丸橋 哲夫
東京都 3-5845	(株)ラックオングリーン	今野 香織	大阪府 地-2674	旅工房 コンパス	渡邊 英介
東京都 2-6041	(株)大黒屋	松藤 実	大阪府 3-2752	クリエイティブ・フラワー・コーポレーション(株)	松村 吉章
東京都 2-6290	(株)トビムシ	竹本 吉輝	大阪府 2-2766	(株)DCT COMPANY	太田 信寿
東京都 3-6342	(株)J・キャピタル・ツアーア	島田 綾子	兵庫県 2-615	(株)光栄メディカル	黒木 月光
東京都 3-6373	(株)ムーチョグスト	岡澤 伸治	奈良県 3-149	(有)ゆうゆうトラベル	谷口 俊介
東京都 3-7560	(株)深川フード&ツアーズ	鈴木加奈子	鳥取県 2-56	(株)全中トラベル	荒木 知子
東京都 2-7847	(株)JAA	梅沢 重雄	岡山県 2-125	芳井運送(株)	細羽 博
観光庁 1-1740	コスマツーリスト(株)	松藤 俊司	広島県 2-419	(有)芸州觀光	児玉 墓
神奈川県 3-516	アルファートラベル(株)	高松 宏	香川県 3-190	觀光四国ネット(有)	藤澤 吉道
神奈川県 3-770	(有)よねや旅館	鈴木 淳二	香川県 2-221	(有)八栗觀光	倉山 昌典
神奈川県 2-799	箱根登山觀光バス(株)	野村 尚廣	福岡県 3-114	福岡空港ビルディング(株)	麻生 渡
神奈川県 3-935	ワールド・セブントラベル(株)	古尾谷眞行	熊本県 3-90	(有)西南旅行	釜場 信幸
神奈川県 3-1094	DX Support	外池 宏明	鹿児島県 3-170	(有)フォーユー	上水流勝三
観光庁 1-1706	(株)旅工房	山中 広雄			

令和2年2月・3月 正会員入会者

● 令和2年2月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R02.01.24	北海道 3-788	(株)ニセコトラベル	藤本 隆
R02.02.04			
R02.02.10	北海道 3-793	(株)MILESHARE	大下 紀孝
R02.02.13			
R02.01.22	茨城県 3-668	(合同)A tours	泉 歩
R02.02.21			
R02.02.13	東京都 3-7923	センチュリオンアルファ(株)	伊藤 秀樹
R02.02.25			
R02.02.20	東京都 3-7925	天域(株)	齊 錫銘
R02.02.20			
R02.02.28	東京都 3-7929	逍遙文化(株)	福沢 京一
R02.01.27	山梨県 地-322	(株)ヴァンサン・甲州	羽岡 則夫
R02.02.07			
R02.02.07	愛知県 2-1478	メディコスメ(株)	山下 鋒
R02.02.12			
R02.02.07	愛知県 3-1479	イーバリュー(株)	水野 昌和
R02.02.14			
R02.01.29	京都府 3-794	(株)ビオスタイル	高原 英二
R02.02.07			
R02.02.03	香川県 3-258	(株)ヒカリ	池田 孝道
R02.02.04			
R02.02.20	福岡県 2-949	(株)キヨーデー西日本	小路 兼一
R02.02.21			
R02.02.17	沖縄県 3-425	(株)Umi Tourism	大城 隆司
R02.02.20			
R02.02.03	愛知県 2-1477	一二三觀光旅行社	平松 新司
S55.01.17			

● 令和2年3月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R02.01.29	宮城県 3-396	仙台ヘリテージツーリズム(株)	佐藤勘三郎
R02.03.18			
R02.03.10	秋田県 地-152	藤里町ツーリズム協議会	佐々木和繁
R02.03.11			
R02.02.27	東京都 3-7936	ウエスタン(株)	福本 一将
R02.03.02			
H31.04.19	神奈川県 3-1142	(株)横浜ダンボール	清水公美子
R02.03.18			
H15.06.04	神奈川県 2-820	箱根登山バス(株)	野村 尚廣
R02.03.18			
R02.03.18	新潟県 3-429	(株)トップトラベル新潟	大谷 光利
R02.03.06			
R02.02.20	大阪府 2-3038	Thien Minh International Travel(合同)	レ・ビック・ジェップ
R02.03.04			
R02.03.18	大阪府 3-3042	HAZLO(合同)	石道 健太
R02.03.18			
R02.03.23	高知県 3-132	(一社)物部川DMO協議会	古川陽一郎
R02.03.25			
R02.03.02	沖縄県 3-428	(一社)沖縄市觀光物産振興協会	島袋 隆
R02.03.10			
R02.03.04	埼玉県 2-1261※	三笠觀光	笠原 宏平
S61.05.29			
R02.03.18	滋賀県 3-271※	サバナ	浅原 明男
H19.02.06			

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を示す。「名称」の(一社)は一般社団法人、(合同)は合同会社の略称を示す。

全旅ペイメントをご利用の皆様へ



1000万を超える詐欺被害が発生!!!! 不審な手配依頼に ご注意!!

現在、全旅ペイメント(クレジット決済)における
不正利用、利用否認等の事例が発生しております。
十分ご注意いただきますようお願い申し上げます。

⚠ CASE1 悪意のある第三者による海外航空券の手配依頼!

被害例

- 電話・メールなどで非対面でのお手配依頼!
- 搭乗予定日までに余裕がない!
- クレジットカードによる決済!
- 初めての手配依頼!
- 外国の方からの申込み!



⚠ CASE2 旅行サービス利用後に、カード会社へ支払い拒否

被害例

- 旅行者都合でカード会社に支払いをストップさせる

利用していないからキャンセル!!



対策

- キャンセル料発生日のお伝えを徹底
- 旅行終了後のキャンセルは出来ないことを説明し、署名を必ずもらう



少しでもお心当たりがありましたら、すぐに全旅へご相談ください!

ご注意
ください

「全旅ペイメント(メール送信型)」はメール送信で完結してしまう非対面式のため、対面だと可能な「ご本人様確認」ができません。たとえカード名義欄と旅行者名が同じでも、お客様からの利用否認が確定てしまえば、クレジットカードの保険適用外となってしまい、最終的に旅行会社負担となってしまいます。十分にご注意の上、ご利用いただきますようお願い致します。



全旅クーポンをご利用の皆様へ

全旅クーポン

ホールセラー

可能です

- 前払いが不要に!
- お支払いを1本にまとめらる!

突然ですか
ご存知ですか?

は、
との精算も



精算可能な商品等の詳細につきましては、各社へお問合せください。

ANTA-NET会員	施設名	所在地	電話番号	ANTA-NET会員	施設名	所在地	電話番号
30005243	ユナイテッドツアーズ札幌(UT札幌)	北海道/札幌市	011-252-8085	30001627	(株)平和 I T C	東京都/新宿区	03-5332-7002
30006710	ツアーウェーブ	宮城県/仙台市	022-212-1980	30006572	リージェンシーツアーズ	東京都/新宿区	03-5389-6155
30000496	(株)ハッピーワールド	東京都/渋谷区	03-3486-8111	30001839	ニッカ航空サービス	東京都/港区	03-6251-8000
30001952	シーアイティース・ジャパン(株)	東京都/港区	03-6403-5666	30006763	阪急交通社(東京発着)	東京都/目黒区	03-6745-1880
30002130	ブレイガイドツアーア	東京都/渋谷区	03-5784-3646	30003360	エヌオーワークスカイツアーア名古屋営業部	愛知県/名古屋市	052-957-7580
30002238	全国観光	東京都/台東区	03-5818-7133	30004851	ワールドコネクション	愛知県/名古屋市	052-232-5811
30002366	ハンドメイドツアーア	東京都/台東区	03-3831-4295	30005258	ユナイテッドツアーズ名古屋(UT名古屋)	愛知県/名古屋市	052-561-7961
30002757	アップルワールド	東京都/文京区	03-6902-0825	30004836	チックトラベルセンター	愛知県/名古屋市	052-212-2797
30002778	ビッグホリデー(株)	東京都/文京区	03-3818-5008	30005860	オーパーシーズ・トラベル 名古屋支店	愛知県/名古屋市	052-253-8201
30002908	ワールドトラベルシステム(SkyRep)	東京都/世田谷区	03-5491-8571	30004836	オンリートラベル 京都営業所	京都府/京都市	090-6556-8884
30003357	エヌオーワークスカイツアーア東京営業部	東京都/千代田区	03-3254-7530	29003259	ナショナル航空	大阪府/大阪市	06-4304-2800
30003636	全国クルーズ団体予約センター【株】五島トラベル	東京都/中央区	03-5541-1501	30000460	(株)エヌ・ティー・エス 西日本支社	大阪府/大阪市	06-6265-5216
30004270	(株)トラベルブライアンターナショナル(TP東京)	東京都/江東区	03-3820-7751	30002959	アーカスリーインターナショナル	大阪府/大阪市	06-6345-4680
30004319	ジェイエイチシー(株)	東京都/中央区	03-3543-7045	30006818	クリエイティブ・ジャパン	大阪府/大阪市	06-6755-4011
30004331	スカイパックツアーズ	東京都/中央区	03-5821-3366	30002960	新日本旅行	大阪府/岸和田市	072-438-6300
30004431	欧州エキスプレス	東京都/渋谷区	03-3780-5523	30003338	ホドジャパン	大阪府/大阪市	06-6264-4600
30005003	日本システム開発(株)	東京都/新宿区	03-5155-9415	30003359	エヌオーワークスカイツアーア大阪営業部	大阪府/大阪市	06-4803-1489
30005032	サザントラベルネット リミテッド	東京都/港区	03-6402-7501	30004536	J T P ツアーオペレーション	大阪府/大阪市	06-6644-1181
30005211	ユナイテッドツアーズ東京(UT東京)	東京都/千代田区	03-5214-0556	30004960	タビトモプランニング	大阪府/大阪市	06-6195-6623
30005443	むさしの手配センター	東京都/立川市	042-524-1717	30005244	ユナイテッドツアーズ大阪(UT大阪)	大阪府/大阪市	06-6630-6650
30003780	日新航空サービス株式会社	東京都/中野区	03-5358-1580	30006617	(株)エフネス	大阪府/大阪市	06-6231-6605
30006271	ビザ次郎・旅行＆査証センター	東京都/中央区	03-5641-0727	30003211	(株)ユニオンエアーサービス	大阪府/大阪市	06-6271-7215
30006804	WORLD JOINT TRAVEL	東京都/中央区	03-5846-9353	30005027	(株)エス・ティケイ	大阪府/大阪市	06-6371-3085
30004412	三進トラベルサービス	東京都/中央区	03-6264-8739	30006617	阪急交通社(大阪発着)	大阪府/大阪市	06-4795-5958
30005667	(株)小田急トラベル	東京都/渋谷区	03-3379-6178	30003211	福山サービスセンターイトウ	広島県/福山市	084-923-2022
30006534	KONI COMMUNICATIONS	東京都/新宿区	03-5388-8891	30001168	(株)徳バス観光サービス	徳島県/徳島市	088-655-2311
30006548	(株)クロノス・インターナショナル	東京都/港区	03-5501-1991	30001445	ソウルツアーシステム	福岡県/福岡市	092-436-2888
30006556	ワールドコンパス	東京都/渋谷区	03-6455-0230	30002406	クロノスツアーエウスト	福岡県/福岡市	092-732-0777
30004851	ミキ・ツーリスト	東京都/港区	03-5404-8004	30005256	ユナイテッドツアーズ福岡(UT福岡)	福岡県/福岡市	092-712-3801



株式会社全旅 TEL.03-5250-2033

E-mail:payment@zenryo.co.jp (9:00~17:30 / 土・日・祝 休み)
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F



株式会社全旅

旅行・営業部 TEL.03-5250-2033 (平日9:00~17:30)

テレワーク対応 在宅勤務

できます!
クラウド版 Webでリモートワーク

補助金 助成金 使えます! IT導入補助金
など、各種対応

あっ という間に 行程表・見積書 ができる

旅行業営業支援
ネットワークシステム **TR.NS** 旅行業システムSP

地図から選んでいくだけで行程表が完成

検索 選択

ワープロ入力はほとんどなし!

見積書自動作成

PDF書き出し可能!

施設をクリックすると詳細情報が表示されます

全国の豊富な施設データから検索・選択 地図からも施設検索・ルート確認 コース経路時間と自動検索・計算 行程表完成!

業界最大級のデータベース搭載

観光施設データ 約128,490件	道路・移動データ 時間・距離・料金	宿泊施設データ 約18,088件	時刻表データ 鉄道・飛行機・船	学校地点データ 約36,942件
-------------------	-------------------	------------------	-----------------	------------------

2020年3月現在

NEW

しっかりしたいトコロは何ですか?
引受書・指示書が簡単にできます

バス運行管理システムSP

大好評! 旅行業システムと連動します
バス料金見積上限下限を正しく(引受書に)記載できていますか?

CSVデータ 運行実績データ データ取り込み バス運行管理システムSP

- 「DTS-C1」「DTS-C1D」「DTS-D1A」「DTS-D1D」
(富士通製) / ITP-WebService よりCSV出力
- 「DTG3」「DTG4」(矢崎製) / SDVシステム よりCSV出力
- 「DTG5」「DTG7」(矢崎製) / ESTRAL よりCSV出力

※当サービスの内容については万全を期していますが、弊社は一切誤りがないことを保証しません。

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
<https://www.traveroute.jp/>
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

株式会社ブロードリーフ 特販部

BroadLeaf

0120-47-2610

受付時間 9:00~17:30(土日祝・年末年始を除く)

Copyright © 2020 Broadleaf Co.,Ltd.

当選者5名様 にクオカードが当たる!



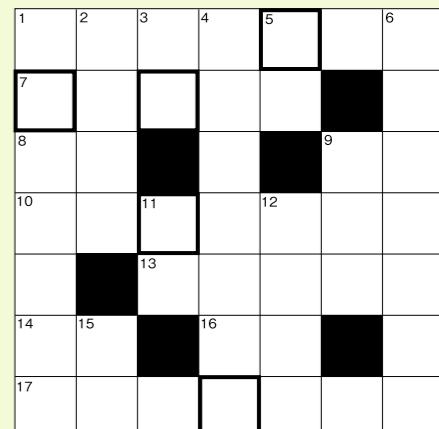
- タテのカギ
- 大臣流罪。罪なくして○○○○○○○
 - 一見似ているようで、実はまったく違う。
 - △月が出了た 月が出た 三池○○
 - 半生(四字熟語)
 - 大相撲の土俵場に、黒・青・赤・白の4つ
 - 大砲や銃のたまがあたったきずあと
 - 、TWO、THREE…
- ヨコのカギ
- 武将、官人でありますながら靈的能力を持ち、広隆寺を建立したとされる人物。
 - 日本ではローラーブレードとして親しまれてきた○○○○○スケート。
 - 力士が○○を踏む。
 - 「みぞおち」を漢字で書いた時の鳥
 - 和だんす、衣装だんす、整理だんす。
 - 心臓の左のポッケ。
 - 啄木鳥 = キ○○キ

- ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャンティーストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、6月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

プレゼント



「ヒント」 正月によく家で遊びました。(Stay Home)



3・4月号のパズルの答え

ツ	ル	ノ	ヒ	ト	エ
ル	イ	ハ	ン	ペ	ラ
ヤ	ス	タ	カ	イ	リ
ナ	イ	ガ	イ	カ	ク
ン	ワ	ケ	メ	イ	
ボ	ウ	ン		ハ	
ク	シ	ン	サ	ン	タ



4月1日 (水) 監査法人監査
4月25日 (土) 監査法人監査

4月10日 (金) 監査法人監査

4月1日 (金) 監査法人監査

全旅協の動き

4月1日～5月31日

5月28日 (木) (株)全旅 第192回理事会 (東京)	5月27日 (水) 第47回監査法人監査	5月26日 (火) 第30回監査法人監査	5月21日 (木) 第4回監事監査 (第4四半期・決算)	5月18日 (月) 第47回総務財務委員会	5月12日 (火) 監査法人監査	5月11日 (月) 監査法人監査	5月3日 (日) 監査法人監査	5月2日 (土) 監査法人監査	5月1日 (金) 監査法人監査
-------------------------------	----------------------	----------------------	------------------------------	-----------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------



()内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

◆外務省領事局

領事サービスセンター(海外安全担当)

TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)

平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み

◆インターネット

/外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



AIG 損害保険株式会社



東京海上日動火災保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03(3231)2201